

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2957号)

令和4年10月6日

横情審答申第2957号

令和4年10月6日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和2年7月28日建宅審第262号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「開発行為許可申請書、第57開902号のうち擁壁構造図（法436）」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「開発行為許可申請書、第57開902号のうち擁壁構造図（法436）」を一部開示とした決定について、地盤改良の配置、長さ、径、強度、その他設計に関する事項のうち、水抜き穴の径・設置方法、透水層の厚さ、鉄筋のかぶり厚さ、碎石の厚さ、均しコンクリートの厚さ、図の名称部分、設計条件のうち1項、2項、5項及び6項の数値部分を除いた部分、擁壁の地上高さ並びに縦壁天端の厚さを非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、令和2年7月2日付で行った「開発行為許可申請書、第57開902号のうち擁壁構造図（法436）」（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市が保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第3号アに該当するため一部を開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件審査請求文書に記載されている地盤改良の配置、長さ、径、強度、その他設計に関する事項は、設計者の擁壁の構造設計上の技術的ノウハウが含まれており、開示することにより、設計者の事業上の正当な利益を害するおそれがあることから、本号アに該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。
- (2) 審査請求の理由のうち、「30年以上も昔の図面であり、開示によって設計者の不利益となるほどの技術的ノウハウが含まれるとは考えられない。」については、図面作成時から年数が経過したものの設計者の事業上の正当な利益を害するおそれを否定できないため、本号アに該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。
- (3) 審査請求の理由のうち、「設計者はすでに亡くなっているとの情報を得ており、今後事業活動を行うことはないはずと考えられる。このため、開示により害される利益というものはそもそも存在しないのではないかと考えている。」については、

設計者の死亡の事実が確認できず、設計者の事業上の正当な利益を害するおそれを否定できないため、本号アに該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 審査請求に係る処分を取消し、設計者印の印影を除く部分について開示するよう求める。
- (2) 30年以上も昔の図面であり、開示によって設計者の不利益となるほどの技術的ノウハウが含まれるとは考えられない。
- (3) 設計者はすでに亡くなっているとの情報を得ており、今後事業活動を行うことはないはずと考えられる。このため、開示により害される利益というものはそもそも存在しないのではないかと考えている。

5 審査会の判断

(1) 開発行為許可申請書に係る事務について

建築局宅地審査部宅地審査課では、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）に基づく開発許可に関する事務を行っている。開発行為をしようとする者は、法第29条第1項により、市長の許可を受けなければならない、また、法第30条第1項により、開発行為許可申請書を市長へ提出しなければならない。

(2) 本件審査請求文書について

ア 本件審査請求文書は、昭和57年度に法第29条第1項及び第30条第1項に基づき提出された開発行為許可申請書（第57開第902号）のうち擁壁構造図である。

イ そして、本件審査請求において、審査請求人は、審査請求に係る処分を取り消し、設計者印の印影を除く部分について開示するよう求めているため、当審査会では地盤改良の配置、長さ、径、強度、その他設計に関する事項の非開示事由該当性について判断する。

(3) 条例第7条第2項第3号ア該当性について

ア 条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定して

いる。

イ 本件処分では、実施機関は、本件審査請求文書のうち、地盤改良の配置、長さ、径、強度、その他の設計に関する事項は、設計者の擁壁の構造設計上の技術的ノウハウが含まれており、開示することにより、設計者の事業上の正当な利益を害するおそれがあることから、同号アに該当すると主張しているので、以下検討する。

ウ 設計者の事業活動上の正当な利益を害するおそれがあるという判断にあたっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

本件では、地盤改良の配置、長さ、径、強度、その他設計に関する事項のうち、水抜き穴の径・設置方法及び鉄筋のかぶり厚さについては宅地造成等規制法等の法令で定められており、透水層の厚さ、砕石の厚さ及び均しコンクリートの厚さについては、実施機関が公表している「宅地造成の手引」に記載された数値であるので、これらの事項には設計者の擁壁の構造設計上の技術的ノウハウが含まれているとはいえない。

また、図の名称部分、設計条件のうち1項、2項、5項及び6項の数値部分を除いた部分（以下「条件部分」という。）についても、一般的な宅地造成工事の方法及び用語の記載等であって、設計者の擁壁の構造設計上の技術的ノウハウが含まれているとはいえない。

さらに、擁壁の地上高さ及び縦壁天端の厚さについては、設計者の擁壁の構造設計上の技術的ノウハウが含まれているとしても、完成している擁壁であり、外形上高さ等は視認することでおおよその数値は推測できてしまうものであるから、正当な利益を害するおそれについては法的保護に値する蓋然性までは認められない。

したがって、地盤改良の配置、長さ、径、強度、その他設計に関する事項のうち、水抜き穴の径・設置方法、透水層の厚さ、鉄筋のかぶり厚さ、砕石の厚さ、均しコンクリートの厚さ、図の名称部分、条件部分、擁壁の地上高さ並びに縦壁天端の厚さについては、同号アに該当しない。

エ 上記ウで取り上げた「水抜き穴の径・設置方法、透水層の厚さ、鉄筋のかぶり厚さ、砕石の厚さ、均しコンクリートの厚さ、図の名称部分、条件部分、擁壁の地上高さ並びに縦壁天端の厚さ」以外の、地盤改良の配置、長さ、径、強度、擁壁の構造、寸法等の事項は設計者の創意、工夫のもと定めるものであるから、設

計者の技術的ノウハウが含まれることを否定することは適当ではない。

そして、擁壁構造図に記載されている上記各事項を開示することにより、競合他社等の他の事業者が、開発事業者から設計業務を受注し、上記各事項を流用して利益を得ることは十分考えられ、正当な利益を害するおそれについては法的保護に値する蓋然性が認められる。

したがって、その余の地盤改良の配置、長さ、径、強度、その他設計に関する事項の開示により、設計者の事業活動上の正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第2項第3号アに該当する。また、擁壁は長年平穩に存在しており、事故や災害等による危害の発生を未然に防止するために有用な情報であるとの特段の事情は認められず、同号ただし書には該当しない。

(4) その他

なお、審査請求人は、「30年以上も昔の図面であり、開示によって設計者の不利益となる程の技術的ノウハウが含まれるとは考えられない」等主張する。しかしながら、擁壁構造図の作成から30年以上という相当な時間は経過しているが、その余の地盤改良の配置、長さ、径、強度、擁壁の構造、寸法等の事項は設計者の創意、工夫のもと定めるものであるから、設計者の技術的ノウハウが含まれることを否定することは適当ではない。審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、実施機関が、「開発行為許可申請書、第57開902号のうち擁壁構造図（法436）」を一部開示とした決定について、地盤改良の配置、長さ、径、強度、その他設計に関する事項のうち、水抜き穴の径・設置方法、透水層の厚さ、鉄筋のかぶり厚さ、砕石の厚さ、均しコンクリートの厚さ、図の名称部分、条件部分、擁壁の地上高さ並びに縦壁天端の厚さを非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

(第四部会)

委員 松村雅生、委員 金井恵里可、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|--|------------------------|
| 令和 2 年 7 月 28 日 | ・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理 |
| 令和 2 年 8 月 20 日 (第260回第三部会) 令和 2 年 8 月 25 日 (第340回第一部会) 令和 2 年 8 月 26 日 (第382回第二部会) | ・ 諮問の報告 |
| 令和 4 年 4 月 7 日 (第 6 回第四部会) | ・ 審議 |
| 令和 4 年 5 月 12 日 (第 7 回第四部会) | ・ 審議 |
| 令和 4 年 6 月 2 日 (第 8 回第四部会) | ・ 審議 |
| 令和 4 年 7 月 14 日 (第 9 回第四部会) | ・ 審議 |
| 令和 4 年 8 月 12 日 (第10回第四部会) | ・ 審議 |